

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000081859
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	瀬戸市上之山町二丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
318番271	宅地		7 67	318番246から分筆 〔昭和51年7月15日〕	
181番	余白	余白		①変更 〔昭和56年4月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日	
余白	余白		7 69	③錯誤 〔平成26年3月20日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余白	所有者 愛 知 県 昭和39年法律第18号附則第4項により 平成5年11月16日登記 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

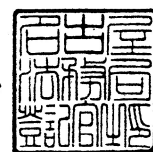
(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和8年4月28日

名古屋法務局

登記官

山 田 賢 治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81593 (1 / 4)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成6年9月8日	不動産番号	1810000081860
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	瀬戸市上之山町二丁目				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
318番272	宅地	663	36	318番246から分筆 〔昭和51年7月15日〕	
182番	余白	余白		①変更 〔昭和56年4月1日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日	
182番1	余白	433	31	①③182番1、182番2に分筆 〔平成16年10月25日〕	
余白	余白	442	12	③錯誤 〔平成26年3月20日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権登記	余白	所有者 愛 知 県 昭和39年法律第18号附則第4項により 平成5年11月16日登記 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	地上権設定	昭和51年8月2日 第16307号	原因 昭和51年7月28日設定 目的 鉄道施設物設置 範囲 東京湾平均海面の上114・5mから1 30・2mの間 存続期間 昭和51年8月1日から昭和81年 7月31日までの間 地代 無償 特約 東京湾平均海面上130・2m以下は、 掘削又は土地の形質を変更しない 東京湾平均海面上130・2mにおいて、載 荷重は1㎡につき2t以下とする 鉄道の運行の障害となる工作物を設置しない 地上権者 東京都千代田区永田町二丁目14番 2号 日 本 鉄 道 建 設 公 団 順位1番の登記を移記

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81593 (2 / 4) 1 / 2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	1番地上権移転	平成1年6月27日 第12679号	原因 昭和63年1月25日日本国有鉄道清算 事業団法附則第9条の承継 地上権者 東京都千代田区丸の内一丁目6番5 号 日本国有鉄道清算事業団 順位1番付記1号の登記を移記
付記2号	1番地上権移転	平成2年1月12日 第501号	原因 昭和63年1月31日日本国有鉄道清算 事業団法附則第13条の譲渡 地上権者 岡崎市北野町字二番沢78番地 愛知環状鉄道株式会社 順位1番付記2号の登記を移記
付記2号 の付記1号	1番付記2号登記名義人住所更正	余白	本店 岡崎市北野町字二番沢68番地 平成19年1月16日登記官の過誤につき名古屋 屋法務局長の更正許可 平成19年1月30日受付 第1029号により登記
付記3号	1番地上権変更	余白	共同目的物件 瀬戸市上之山町二丁目182番 2の土地 平成16年10月25日付記
付記4号	1番地上権変更	平成19年2月8日 第1479号	原因 平成18年7月25日変更 範囲 東京湾平均海面上117・6メートルか ら130・2メートルの間 存続期間 昭和51年8月1日から平成48年 7月31日までの間 地代 30年 金10万7742円
付記5号	1番地上権変更	余白	共同目的物件 瀬戸市上之山町二丁目182番 2の土地 瀬戸市上之山町二丁目182番3の土地 平成31年2月21日付記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成6年9月8日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(名古屋法務局春日井支局管轄)

令和8年4月28日

名古屋法務局

登記官

山田 賢治



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K81593 (2/4)

2/2